

別表第2（第3条関係）

1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
<p>(2) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>(3) 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの</p>	<p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分の上端に近接する踊場の部分が(1)の項イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>(4) 便所</p>	<p>ア 1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅</p>

	<p>子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
<p>(5) 敷地内の通路</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
<p>(6) 駐車場</p>	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (ア)の項の(イ)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(ア) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（(7)の項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(ウ)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p>

(ウ) 建築物又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路

イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。

(ア) 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。

(イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ロ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a 幅は、120センチメートル以上とすること。

b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ハ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(ニ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（(カ)に定めるものを除く。(オ)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

a 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

c 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

d 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。

e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

h 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、aからcまで、e及びfに定めるもののほか、次に掲げ

るものとする。

(a) 籠の床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。

(b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、a から h までに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。

(a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(カ) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造方法とすること。

a エレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

(a) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1413 号）第 1 第 9 号に規定するものとする。

(b) 籠の床面積は、0.84 平方メートル以上とすること。

(c) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。

b エスカレーターにあつては、次に掲げるものとする。

(a) 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降させることができ、かつ、当該運転時の定格速度が 30 メートル以下であること。

(b) 2 枚以上の踏段を同一の面とした先端の部分に車止めを設けること。

(キ) 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(5)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a 幅は、120 センチメートル以上とすること。

b 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

d 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(a) 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。

(b) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以

	<p>下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ウ アの(7)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりイの(キ)の規定によることが困難である場合におけるア及びイの規定の適用については、アの(7)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>(8) 案内設備までの経路</p>	<p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、道等から案内設備までの経路が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がイに定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(4) 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>a 車路に近接する部分</p> <p>b 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（(1)の項イの(7)若しくは(4)のいずれかに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。）</p>
<p>(9) レジ通路及び公共的施設の改札口</p>	<p>ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口のうち1以上は、アに定めるものとする。</p>

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 障害者、高齢者等が円滑に通 行できる経路 (以下「移動円 滑化経路」とい う。)</p>	<p>ア 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（条例第25条に規定する公共車両等及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路のうち乗降場ごとに1以上を移動円滑化経路とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、aに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、(7)のaに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路は、1の表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。</p>

- c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。
- d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- e 籠内に手すりを設けること。
- f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
- g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- k 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- l 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
- (カ) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとすること。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとすること。
 - a 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - b 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。
 - c 踏段の端部とその周囲の部分及びくし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により踏段相互及びくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。
 - d エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない場合は、この限りでない。
 - e 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。
- (キ) 当該移動円滑化経路を構成する改札口のうち1以上の幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 通路その他こ

ア 通路は、次に掲げるものとすること。

<p>れに類するもの (以下「通路等」という。)</p>	<p>(ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別でき、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ウ) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(オ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(カ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(キ) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(ウ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>オ エの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と(1)の項ウの(エ)のjの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、(5)の項エの規定により設ける設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び(4)の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、エのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>(3) 便所</p>	<p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を</p>

	<p>1以上設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には手すりを設けること。</p> <p>オ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（便房を含む。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>カ 移動円滑化経路とオに規定する便所との間の経路における通路のうち1以上は(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。</p> <p>(エ) 出入口に戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(オ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) 便房には、腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 待合所及び案内所のうちそれぞれ1以上は、アに定める構造に準ずるものとする。</p>
<p>(5) 案内設備</p>	<p>ア 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入</p>

	<p>口又は改札口。エにおいて同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
(6) 券売機及び休憩設備	<p>ア 乗車券等販売所の券売機のうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する休憩設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(イ) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 軌道停留場のプラットホームは、アに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p>

	<p>(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>エ 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
--	---

3 道路に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 歩道	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 勾配は、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 横断歩道、バスの停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する部分を設けること。</p>
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>

4 公園等に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅は、120センチメートル以上とする。 (ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とする。 (ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (ニ) 車止め柵を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とする。 <p>イ 1以上の改札口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とする。 (ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、水勾配程度とすること。 (ハ) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設ける。 (ニ) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (ホ) 園路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。 (ヘ) 階段を設ける場合には、当該階段は、(ロ)に定める構造の傾斜路を併設し、かつ、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、120センチメートル以上とする。 b 手すりを設ける。 c 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 d 高低差が250センチメートルを超える場合は、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設ける。 e 段がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ヘ) (ヘ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、90センチメートル以上とする。 b 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とする。 c 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける。 d 手すりを設ける。 e 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 f 傾斜がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(3) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場を除き、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口又は改札口に通ずる位置で、かつ、当該出入口又は改札口との間の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設であることを表示すること。</p>
(4) 案内表示及び案内表示からの経路	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口	<p>1 以上の出入口は、1 の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 駐車場	<p>ア 車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、4 の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子利用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は1 の表(7)の項イの(カ)の a に定める構造の昇降機を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)に定める傾斜路は、1 の表(3)の項アからウまで及び同表(7)の項イの(エ)の a から c までに定める構造に準じたものとする。</p>